

久喜市議会

平成29年2月定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	平成 28 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号） について	1
議案第 2 号	平成 28 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 4 号）について	2
議案第 3 号	平成 28 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 5 号）について	3
議案第 4 号	平成 28 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 3 号）について	4
議案第 5 号	平成 28 年度久喜市下水道事業特別会計補正予算 （第 5 号）について	5
議案第 6 号	平成 28 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補 正予算（第 3 号）について	6
議案第 7 号	平成 28 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補 正予算（第 3 号）について	7
議案第 8 号	平成 29 年度久喜市一般会計予算について	8
議案第 9 号	平成 29 年度久喜市国民健康保険特別会計予算に ついて	9
議案第 10 号	平成 29 年度久喜市介護保険特別会計予算につい て	10
議案第 11 号	平成 29 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算 について	11
議案第 12 号	平成 29 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予 算について	12
議案第 13 号	平成 29 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予 算について	13
議案第 14 号	平成 29 年度久喜市水道事業会計予算について	14
議案第 15 号	平成 29 年度久喜市下水道事業会計予算について	15
議案第 16 号	久喜市職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の一部を改正する条例	16
議案第 17 号	久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条 例の一部を改正する条例	17
議案第 18 号	久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例	18

議案第 19 号	久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 20 号	久喜市一般職職員の給与に関する条例及び久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第 21 号	久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第 22 号	久喜市土地取得特別会計条例を廃止する条例	26
議案第 23 号	久喜市税条例等の一部を改正する条例	27
議案第 24 号	久喜市ごみ処理検討委員会条例の一部を改正する条例	34
議案第 25 号	久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例	35
議案第 26 号	久喜市手話言語条例	39
議案第 27 号	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例	41
議案第 28 号	久喜市借楽荘条例の一部を改正する条例	42
議案第 29 号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第 30 号	久喜市健康増進・食育推進会議条例	45
議案第 31 号	久喜市医療体制等推進協議会条例の一部を改正する条例	47
議案第 32 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	48
議案第 33 号	久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第 34 号	久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	63
議案第 35 号	久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について	64
議案第 36 号	路線の認定について	65

議案第 1 号

平成 2 8 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）について

平成28年度久喜市一般会計補正予算(第8号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 2 号

平成 2 8 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

平成28年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 3 号

平成 2 8 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について

平成28年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第4号

平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第5号

平成28年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

平成28年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第6号

平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第7号

平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 8 号

平成 29 年度久喜市一般会計予算について

平成29年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 14 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第9号

平成29年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

平成29年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第10号

平成29年度久喜市介護保険特別会計予算について

平成29年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 号

平成 2 9 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

平成29年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 2 号

平成 2 9 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算について

平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 13 号

平成 29 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

平成29年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 14 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 14 号

平成 29 年度久喜市水道事業会計予算について

平成29年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 14 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 15 号

平成 29 年度久喜市下水道事業会計予算について

平成29年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 14 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第16号

久喜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市職員の分限に関する条例

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職の特例に関する規定の追加等を行うため、この案を提出するものであります。

議案第 17 号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項に次の1号を加える。

- (22) 夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から9月までの期間内において7日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数)の範囲内の期間

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成 29 年 2 月 1 4 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

職員の夏季休暇を特別休暇として設けるため、この案を提出するものであります。

議案第 18 号

久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第2項の規定による」を「同条第1号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成 29 年 2 月 1 4 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第19号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中 「医療体制等推進協議会」 を 「地域医療推進協議会」

に、

健康づくり推進会議	委員	日額 6,000円
食育推進会議	委員	日額 6,000円

を

「健康増進・食育推進会議 委員 日額 6,000円」 に改め、

同表主任外国語指導助手の項中「17,000円」を「19,500円」に改め、同表外国語指導助手の項中「15,000円」を「17,200円」に改め、同表教育相談員(小学校)の項中「4,400円」を「5,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

医療体制等推進協議会の名称変更、健康づくり推進会議及び食育推進会議の統合による改正並びに主任外国語指導助手、外国語指導助手及び教育相談員(小学校)の報酬額を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第20号

久喜市一般職職員の給与に関する条例及び久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に該当する」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改正を除く。)&」及び扶養手当

を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員が行7級職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員以外のものが行7級職員となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- (久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。)第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の一般職職員の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3

号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に掲げる場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に掲げる場合を除く。)

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の一般職職員の給与条例第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の一般職職員の給与

条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員及び企業職職員の扶養手当に関する規定を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 2 1 号

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とする。

第21条中「第15条」を「第16条」に改め、同条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第2号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第2項中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「前条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(地位の承継)

第12条 指定管理者として指定された団体について、合併、分割(当該指定管理者としての業務の全部を承継させるものに限る。)その他これらに類する行為があったときは、合併後存続する団体、合併により設立された団体、分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した団体又は合併若しくは分割に類する行為により当該指定管理者としての業務の全部を承継した団体は、当該指定管理者として指定された団体の当該指定管理者としての地位を承継する。

2 指定管理者は、前項の規定により当該指定管理者としての地位を承継させる場合は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による地位の承継があったときは、その旨を告示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

指定管理者の地位の承継について規定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 2 2 号

久喜市土地取得特別会計条例を廃止する条例

久喜市土地取得特別会計条例（平成22年久喜市条例第59号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 久喜市土地取得特別会計に係る平成28年度の決算に関しては、なお従前の例による。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

土地取得特別会計を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第23号

久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

第2条 久喜市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第3条 久喜市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の10.7」を「100分の7」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動

車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、第89条第1項又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

- (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「又は天災その他特別な事情がある軽自動車等のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成26年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条	第82条	久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成26年久喜市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第5条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成27年久喜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び附則第3条の規定は平成29年4月1日から、第3条、第4条及び第5条並びに次条及び附則第4条の規定は平成31年10月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)第34条の4の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の久喜市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第24号

久喜市ごみ処理検討委員会条例の一部を改正する条例

久喜市ごみ処理検討委員会条例(平成27年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境経済部環境課」を「環境経済部ごみ処理施設建設推進課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成29年4月1日付け組織機構改革に伴い、当該条例に規定する委員会の庶務担当課について整理する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第25号

久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例

久喜市は、東北縦貫自動車道や首都圏中央連絡自動車道が開通し、交通の利便性を生かして、工業団地が整備され、企業進出も進み、大型商業施設等も立地している。

このような中、市内に立地する企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の雇用と経済を支え、その発展に寄与するとともに、まちづくり等においても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。

人口の減少、少子高齢化の進行、経済活動のグローバル化の進展等、経済・社会構造が大きく変化している中で、持続的に発展するまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の役割とあり方について、市民、事業者、経済団体等及び市が共通認識を持ち、協働により中小企業・小規模企業の振興に向けた取組みを実施していくことが重要である。

ここに、市は、市民、事業者及び経済団体等と連携を図り、中小企業・小規模企業の振興を市政の重点課題と位置付け、振興に向けて基本理念を明らかにし、地域全体で共有し、地域社会の発展と市民生活を豊かにする施策として総合的に実施するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の発展に果たす重要な役割を中小企業・小規模企業が担っていることに鑑み、中小企業・小規模企業の振興について基本となる事項を定め、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を推進するとともに、市民、事業者、経済団体等及び市が、それぞれの役割等を明らかにし、本市経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で営利を目的とする事業を営む法人及び個人をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業 法第2条第5項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に事務所を有する商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会

イ 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他金融機関

ウ 市内に本店又は支店を有する農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合

エ その他経済活動の発展に寄与する市内の団体等及びこれに準じる団体等

(5) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者で市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(6) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、その特性に応じた総合的な施策を市民、事業者、経済団体等及び市の連携と協働の下に一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 経営安定の促進、経営の革新及び事業承継のための施策

(2) 創業又は新事業の創出のための施策

(3) 女性、高齢者及び障がい者を含めた雇用の促進並びに職場環境改善への支援

(4) 若い労働力及び人材の確保並びに育成への支援

(5) 市内商工業の活性化の推進

(6) 産業間の連携への支援

(7) 販路及び受注機会拡大への支援

(8) 地域資源、再生可能エネルギー等活用の促進

(9) 市内経済の循環を促進するための施策

(10) 経済団体等と連携した融資制度への支援

(11) 商店街等のまちづくり環境整備への支援

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(市の責務)

第5条 市は、市民、事業者及び経済団体等と連携を図りながら、経済・社会情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興のための適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国、県等との連携及び協力を努めるものとし、必要に応じて国、県等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

2 市は、前条の施策を推進するにあたり、資金、人材等の確保が特に必要であると思われる小規模企業の事情に配慮するよう努めるものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行

に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第6条 中小企業・小規模企業は、経済・社会情勢の変化に対応して自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力をするものとする。

3 中小企業・小規模企業は、市が実施する中小企業・小規模企業振興策に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、市内の他の事業者及び経済団体等との連携に努めるとともに、市内で生産、製造及び加工される製品並びに市内で提供される役務の利用に努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、商工会等の中小企業・小規模企業支援団体等へ加入するとともに、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興策に相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを理解し、中小企業・小規模企業との連携を図るとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興策に相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、市内における中小企業・小規模企業及び経済団体等との連携に努めるとともに市内で生産、製造及び加工される製品並びに市内で提供される役務の利用に努めるものとする。

3 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に資する役割を理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展及び育成に協力するものとする。

2 市民は、消費者として市内で生産、製造及び加工される製品の購買又は消費並びに市内で提供される役務の利用に努めるものとする。

(久喜市中小企業・小規模企業振興会議)

第10条 市は、第1条の目的の達成及び第4条に規定する基本的施策の実施について審議を行うため、別に条例で定めるところにより、久喜市中小企業・小規模企業振興会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 市は、会議において審議される施策等に対し、市民、事業者、経済団体等と協働してその実現に向けて取り組むものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

((仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の廃止)

2 (仮称)久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例(平成28年久喜市条例第33号)は、廃止する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

本市経済をけん引する重要な役割を担う中小企業・小規模企業の振興を図るため、この案を提出するものであります。

議案第26号

久喜市手話言語条例

手話は、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え会話をするとき、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する独自の語彙と文法体系をもつ言語です。

ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできました。

近年になって、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明記され、国際的にも認知されるようになってきましたが、社会における手話に対する認識は、広く共有されているとは言えません。

手話を必要とする全ての人々が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。

久喜市は、ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人もしない人も全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を実現することを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての市民が、共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民は、手話により意思を伝え合う権利を有していることを理解し、その権利を尊重することを基本とする。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(次条及び第5条において「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に

協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(推進方針)

第6条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
 - (2) 手話による情報の取得の機会の拡大に関すること。
 - (3) 手話を使いやすくする環境の整備に関すること。
 - (4) 手話による意思疎通の支援に関すること。
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市は、市が別に定める障がい者に関する計画を勘案して推進方針を策定するものとする。
- 3 市長は、推進方針を策定し、又は変更しようとするときは、手話を必要とする市民、手話通訳者その他関係者から意見を聴くものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、この案を提出するものであります。

議案第27号

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成22年久喜市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第26条の2第1号及び第2号」を「第17条第2号及び第26条の2第1号」に、「第1条第9号」を「第14条第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第28号

久喜市借楽荘条例の一部を改正する条例

久喜市借楽荘条例(平成22年久喜市条例第129号)の一部を次のように改正する。
第5条の見出しを「(入所及び事業の利用の要件)」に改め、同条第2項第1号中「介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費」を「介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費」に改める。

第10条第2項第2号アを次のように改める。

ア 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者の老人デイサービス事業の利用の要件及び利用料金については、当該要支援認定に係る同法第33条第1項に規定する有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、久喜市借楽荘において実施している介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することから、この案を提出するものであります。

議案第29号

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第6条の見出しを「(支給の範囲)」に改め、同条中「から自己負担金(当該支給事業において、受給者が負担すべき額をいう。以下同じ。)を控除した額」を削る。

第7条を削る。

第8条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)で医療を受けたときは、ひとり親家庭等医療費に相当する額を当該受給者に代わって当該指定医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。
- 4 市長は、第2項の規定により指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(第2条第3項の規定を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

児童福祉法の一部改正への対応及びひとり親家庭等医療費の現物給付(窓口払い廃止)に対応するため、この案を提出するものであります。

議案第30号

久喜市健康増進・食育推進会議条例

(設置)

第1条 市民の健康の増進及び食育の推進を図るため、久喜市健康増進・食育推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に規定する市町村食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康の増進及び食育の推進に関する必要な調査及び審議を行い、健康の増進及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 健康の増進及び食育の推進に関する関係団体に属する者
- (3) 教育に関する関係団体に属する者
- (4) 保健医療に関する関係団体に属する者
- (5) 農業及び商工業に関する関係団体に属する者
- (6) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の

会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、健康の増進及び食育の推進のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康増進部健康医療課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(久喜市健康づくり推進会議条例及び久喜市食育推進会議条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 久喜市健康づくり推進会議条例(平成22年久喜市条例第247号)
 - (2) 久喜市食育推進会議条例(平成22年久喜市条例第248号)

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市民の健康の増進及び食育の推進を一体的に推進するため、久喜市健康づくり推進会議及び久喜市食育推進会議を統合し、新たに久喜市健康増進・食育推進会議を設置することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第 3 1 号

久喜市医療体制等推進協議会条例の一部を改正する条例

久喜市医療体制等推進協議会条例(平成22年久喜市条例第246号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市地域医療推進協議会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 本市における地域医療の充実を図ることを目的に、地域完結型医療の確立に向け、市、市民、医療機関等が一体となり地域医療を推進していくため、久喜市地域医療推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条第1号中「医療機関のネットワークの構築」を「市、市民、医療機関等が一体となった地域医療の推進」に改める。

第3条中「16人」を「13人」に改める。

第4条第3号中「関係医療機関」を「一般社団法人久喜市医師会」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 久喜市歯科医師会の歯科医師

(5) 久喜白岡薬剤師会の薬剤師

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

本市における地域医療の充実を図ることを目的に、地域完結型医療の確立に向け、市、市民、医療機関等が一体となり地域医療を推進していくため、この案を提出するものであります。

議案第 3 2 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
別表第2第1項中「第76項」を「第77項」に改め、同表第70項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額
ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が別に定める書類が提出された場合
(ア) 一戸建ての住宅 5,000 円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
a 申請に係る 1 の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項及び第 72 項において「申請住戸数」という。)が 1 戸のもの 5,000 円
b 申請住戸数が 1 戸を超え 5 戸以内のもの 10,000 円
c 申請住戸数が 5 戸を超え 10 戸以内のもの 18,000 円
d 申請住戸数が 10 戸を超え 25 戸以内のもの 31,000 円
e 申請住戸数が 25 戸を超え 50 戸以内のもの 52,000 円
f 申請住戸数が 50 戸を超え 100 戸以内のもの 94,000 円
g 申請住戸数が 100 戸を超え 200 戸以内のもの 149,000 円
h 申請住戸数が 200 戸を超

え 300 戸以内のもの
188,000 円

i 申請住戸数が 300 戸を超
えるもの 201,000 円

(ウ) 住宅用途を含む建築物
(住戸部分を除く。)及び非住
宅建築物 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 300 平方
メートル以内のもの
10,000 円

b 床面積の合計が 300 平方
メートルを超え 2,000 平方
メートル以内のもの
31,000 円

c 床面積の合計が 2,000 平
方メートルを超え 5,000 平
方メートル以内のもの
94,000 円

d 床面積の合計が 5,000 平
方メートルを超え 10,000
平方メートル以内のもの
149,000 円

e 床面積の合計が 10,000 平
方メートルを超え 25,000
平方メートル以内のもの
188,000 円

f 床面積の合計が 25,000 平
方メートルを超えるもの
235,000 円

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 38,000
円

(イ) 住宅用途を含む建築物の
住戸部分 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額

a 申請住戸数が 1 戸のもの
38,000 円

b 申請住戸数が 1 戸を超え 5
戸以内のもの 66,000 円

c 申請住戸数が 5 戸を超え
10 戸以内のもの 96,000
円

d 申請住戸数が 10 戸を超え
25 戸以内のもの 140,000

円

e 申請住戸数が 25 戸を超え
50 戸以内のもの 203,000

円

f 申請住戸数が 50 戸を超え
100 戸以内のもの 301,000

円

g 申請住戸数が 100 戸を超
え 200 戸以内のもの
411,000 円

h 申請住戸数が 200 戸を超
え 300 戸以内のもの
539,000 円

i 申請住戸数が 300 戸を超
えるもの 633,000 円

(ウ) 共同住宅の共用部分 次
に掲げる区分に応じそれぞれ
次に定める額

a 床面積の合計が 300 平方
メートル以内のもの
111,000 円

b 床面積の合計が 300 平方
メートルを超え 2,000 平方
メートル以内のもの
192,000 円

c 床面積の合計が 2,000 平
方メートルを超え 5,000 平
方メートル以内のもの
303,000 円

d 床面積の合計が 5,000 平
方メートルを超え 10,000
平方メートル以内のもの
394,000 円

e 床面積の合計が 10,000 平
方メートルを超え 25,000
平方メートル以内のもの
474,000 円

f 床面積の合計が 25,000 平
方メートルを超えるもの
553,000 円

(エ) 住宅用途を含む建築物の
住宅用途以外の部分及び非住
宅建築物((オ)に掲げる場合
を除く。) 次に掲げる区分
に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 250,000 円
 - b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 412,000 円
 - c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 591,000 円
 - d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 731,000 円
 - e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 867,000 円
 - f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 989,000 円
- (オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める基準による場合に限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 91,000 円
 - b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 158,000 円
 - c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 259,000 円
 - d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 343,000 円
 - e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000

平方メートル以内のもの
414,000 円
f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
486,000 円

別表第2第72項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額
ア 変更後の低炭素建築物新築等
計画が都市の低炭素化の促進に
関する法律第 54 条第 1 項各号
に掲げる基準に適合していること
を示す書類又は市長が別に定め
る書類が提出された場合
(ア) 一戸建ての住宅 2,500
円
(イ) 住宅用途を含む建築物の
住戸部分 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額
a 申請住戸数が 1 戸のもの
2,500 円
b 申請住戸数が 1 戸を超え 5
戸以内のもの 5,000 円
c 申請住戸数が 5 戸を超え
10 戸以内のもの 9,000 円
d 申請住戸数が 10 戸を超え
25 戸以内のもの 15,500
円
e 申請住戸数が 25 戸を超え
50 戸以内のもの 26,000
円
f 申請住戸数が 50 戸を超え
100 戸以内のもの 47,000
円
g 申請住戸数が 100 戸を超
え 200 戸以内のもの
74,500 円
h 申請住戸数が 200 戸を超
え 300 戸以内のもの
94,000 円
i 申請住戸数が 300 戸を超
えるもの 100,500 円
(ウ) 住宅用途を含む建築物
(住戸部分を除く。)及び非住
宅建築物 次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 5,000 円
- b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 15,500 円
- c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 47,000 円
- d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 74,500 円
- e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 94,000 円
- f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 117,500 円

イ ア以外の場合

- (ア) 一戸建ての住宅 19,000 円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 申請住戸数が 1 戸のもの 19,000 円
 - b 申請住戸数が 1 戸を超え 5 戸以内のもの 33,000 円
 - c 申請住戸数が 5 戸を超え 10 戸以内のもの 48,000 円
 - d 申請住戸数が 10 戸を超え 25 戸以内のもの 70,000 円
 - e 申請住戸数が 25 戸を超え 50 戸以内のもの 101,500 円
 - f 申請住戸数が 50 戸を超え 100 戸以内のもの 150,500 円

- g 申請住戸数が 100 戸を超え 200 戸以内のもの
205,500 円
 - h 申請住戸数が 200 戸を超え 300 戸以内のもの
269,500 円
 - i 申請住戸数が 300 戸を超えるもの 316,500 円
- (ウ) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
55,500 円
 - b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
96,000 円
 - c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
151,500 円
 - d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
197,000 円
 - e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの
237,000 円
 - f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
276,500 円
- (エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物((オ)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
125,000 円
 - b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
206,000 円

- c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
295,500 円
 - d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
365,500 円
 - e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの
433,500 円
 - f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
494,500 円
- (オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める基準による場合に限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
45,500 円
 - b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
79,000 円
 - c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
129,500 円
 - d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
171,500 円
 - e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの
207,000 円
 - f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
243,000 円

別表第2中第88項を第90項とし、第80項から第87項までを2項ずつ繰り下げ、同表第79項中「適合していることを示す書類」の次に「又は市長が別に定める書

類」を加え、同項を同表第80項とし、同項の次に次の1項を加える。

81	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更を証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円 e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円 f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円 <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
----	-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			181,000 円 e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 217,500 円 f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 255,000 円
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2第78項中「第76項」を「第77項」に改め、同項を同表第79項とし、同表第77項中「適合していることを示す書類」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同項を同表第78項とし、同表中第76項を第77項とし、同表第75項中「適合していることを示す書類」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同項を同表第76項とし、同表第74項の次に次の1項を加える。

75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準によるもの a 床面積の合計(市長が別に定める部分を除く。以下この項及び第81項において同じ。)が300平方メートル未満のもの 267,000 円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000 円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000 円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
----	------------------------------------------------------------------------------	----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>方メートル未満のもの 759,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準によるもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準によるもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>133,500 円</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 216,000 円</p> <p>c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 308,000 円</p> <p>d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 379,500 円</p> <p>e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 449,000 円</p> <p>f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 512,000 円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号口に定める基準によるもの</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 51,000 円</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 85,500 円</p> <p>c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 138,500 円</p> <p>d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 181,000 円</p> <p>e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 217,500 円</p> <p>f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			255,000 円
--	--	--	-----------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、新たに事務手数料を定めるなど必要となる規定を整備するため、この案を提出するものであります。

議案第 3 3 号

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例(平成22年久喜市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第5条中「東鷲宮地区地区計画」の次に「及び菖蒲町菖蒲地区地区計画」を加える。

別表第1に次のように加える。

菖蒲町菖蒲地区地区計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された菖蒲町菖蒲地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------	---------------------------------------------------------

別表第2の4の表の次に次の1表を加える。

5 菖蒲町菖蒲地区地区整備計画区域

地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
	建築してはならない建築物	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度の適用除外に関する敷地面積
A地区	(1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿所 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 斎場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物) (7) 工場 (8) マージャン		5,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から3.0メートル以上、かつ、隣地境界線から1.5メートル以上でなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。 (1) 保安上必要な門柱、門扉その他こ	20メートル		

	屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		れらに類するもの (2) 建築物に附属する管理上必要な車庫、物置その他これらに類するもの			
B地区	(1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 斎場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物) (4) 工場 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	300 平方 メー トル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線から1.0メートル以上、かつ、隣地境界線から0.5メートル以上でなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。 (1) 壁面後退区域にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0メートル以下のもの (2) 保安上必要な門柱、門扉その他これらに類するもの (3) 建築物に附属する管理上必要な車庫、物置その他これらに類するもの	10メ ー ト ル		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜都市計画地区計画を変更したことに伴い、菖蒲町菖蒲地区地区計画の内容の一部を条例に基づく制限として定めるため、この案を提出するものであります。

議案第34号

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例(平成28年久喜市条例
第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1の次に1表を加える改正規定を次のように改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

幼稚園の名称 保育料等の項目	久喜市立中央幼稚園	久喜市立栗橋幼稚園
	長期預かり保育料	月額7,000円。ただし、8月は月額15,000円
一時預かり保育料	日額500円。ただし、8月は日額1,000円	
通園バス使用料	—	月額2,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市立中央幼稚園で預かり保育を実施するにあたり、保育料に関する必要な
事項を定めたく、この案を提出するものであります。

議案第 35 号

久喜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について

久喜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 14 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

本市のごみ処理を計画的に推進するための基本的事項について整理した久喜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を定めたく、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第36号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起点	終点	主要な経過地
久喜7446号線	久喜市野久喜	久喜市野久喜	
菖蒲1911号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
栗橋379号線	久喜市中里	久喜市中里	
栗橋549号線	久喜市間鎌	久喜市間鎌	
栗橋550号線	久喜市間鎌	久喜市間鎌	
栗橋1200号線	久喜市南栗橋五丁目	久喜市南栗橋五丁目	
鷺宮1046号線	久喜市東大輪	久喜市東大輪	
鷺宮1561号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1562号線	久喜市東大輪	久喜市東大輪	

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。